

質問書に対する回答 (由利本荘市除雪集計システム賃貸借)

項目	質問内容	回答
システム機能チェックシート NO.7	「作業時間のタイムバー」の表示について、単一車両の作業履歴表示に用いる機能との認識ですが、よろしいでしょうか？	質問の通りです。
システム機能チェックシート NO.8	「除雪作業の異常」とはどのような状況を想定されておられますか？	端末操作内容と実作業の相違や、登録された除雪路線を逸脱した作業（民間駐車場の除雪など）に対するエラーなどを想定しております。
システム機能チェックシート NO.9	「上記データは」とは、システム機能チェックシートNO.8の内容を指す認識ですがよろしいでしょうか？	質問の通りです。
システム機能チェックシート NO.34	「システムにアクセスするために、ネットワーク設定変更が発生しないこと。」とありますが、職員様端末のLGWAN環境におけるインターネットの利用制限等はございますでしょうか？ 当社システムは、クラウドサーバー上で稼働するシステムとなりますので、インターネットに接続可能な端末であれば問題なくアクセスすることが可能となっています。	質問の「インターネットに接続可能な端末であれば問題なくアクセスすることが可能」であれば、市職員、除雪業者ともに問題ありません。
仕様書 第3条	「GPS機器等の早期納入が可能な場合は契約期間、賃貸借期間およびシステム運用開始日を前倒しし変更するものとする」とございますが、除雪業務期間について、例年の開始日と終了日について教えていただけますでしょうか？	令和元年度は「令和元年11月1日から令和2年3月31日まで」となっております。
仕様書 第15条	貸与資料の（４）除雪路線網図／（５）雪寒道路指定調書 に關しましてshape形式などの地図データとしていただくことが可能かご教示ください。	（４）除雪路線網図、（５）雪寒道路指定調書についてはPDFデータでの提供となります。 市道全体の道路網図はshape形式データで提供が可能ですので、そちらを参考にしてください。
仕様書 第19条(3)	「雪寒道路、県道（委託、交換路線）等における稼働実績の集計ができること。」とありますが、これは路線種別ごとで集計することを想定されておりますでしょうか？ 路線種別ごとでの集計をする場合、路線の判別に必要なデータは第15条「貸与資料」の中に含まれすべて提供いただけるものという想定でよろしいでしょうか？	それぞれの路線ごとの集計を想定しております。資料は貸与資料の中で提供します。 なお令和元年度の県道除雪について、交換路線として車道が6路線10.9km、歩道が3路線1.4km、委託路線として車道が6路線38.9km、歩道が3路線7.9kmとなり、仕様書第16条（２）の延長に含まれておりませんので、除雪データ作成延長はこれらを加味してください。
仕様書 第19条(3)	「雪寒道路、県道（委託、交換路線）等における稼働実績の集計ができること。」とありますが「等」とは具体的にどれだけの種別の路線の区別が想定されますか？	現在のところ、雪寒道路、県道（委託）、県道（交換路線）です。
仕様書 第19条(3)	県道（委託、交換路線）について、県道・町道分の稼働時間を分割集計する認識でよろしいでしょうか？ またその際、県道分の路線区分（一般県道・主要地方道）別の集計が必要になりますでしょうか？ご教示ください。	分割集計する認識で結構ですが、県道の路線区分（一般県道・主要地方道）ではなく、それぞれの路線ごとの集計を想定しております。
仕様書 第19条(5)	「時間当たりの作業単価を元に、除雪業者および機械ごとの除雪費の集計・統計機能を有すること」とありますが、時間単価以外に、機械管理費は待機費などの費用計算に関わる項目はございませんでしょうか？ ありましたら、それらの計算のルールの開示をお願いできますでしょうか。	令和元年度は1月および2月の2ヶ月に限り、月の稼働時間が20時間に満たない場合にそれぞれの機械における単価の20時間分まで補償しておりますが、今年度の条件については決定しておりません。
仕様書 第20条	GPSロガーによる排雪ダンプトラック管理について、登録された車両は毎回必ず同じ工区・路線の作業を担当されますでしょうか？	排雪作業については、日によって路線、範囲等が異なりますので、市と除雪業者の打ち合わせにより決定します。
仕様書 第20条(1)	「GPSロガーにより作業実績が登録できること」との記載がございますが、具体的にどのような運用を想定されておりますでしょうか？ GPSロガーに登録された軌跡データをもとに、日報を作成するという認識でよろしいでしょうか。	質問の通りですが、日報の作成に加え、請求書の作成を含みます。
仕様書 第21条(4)	「③現地写真撮影地点」とありますが、除雪事業者が各々システムにアップロードできる仕組みを想定されますでしょうか？	10台のスマートフォンで撮影した写真をアップロードできることを想定しておりますが、質問の仕組みを付加していただいて結構です。
仕様書 第23条(2)	「除雪業者様との締日」について、毎月末との認識でよろしいでしょうか？	質問の通りです。
仕様書 第23条(2)	「除雪業者の作業月報、請求書の閲覧・発行ができること。」とありますが、第25条の帳票一覧において「月報」の名称がありません。第25条での「出来高内訳書」が月報のことを指すと考えてよろしいでしょうか？	質問の通りで結構です。名称については提案の中でおまかせします。
仕様書 第25条	規定されております以下の帳票について、現在運用中のサンプルを開示いただけますでしょうか？ (1) 報告書（日報、出来高内訳書） (2) 請求書 (3) 予算額確認表 (4) 支出決定額確認表 (5) 雪寒道路積算 (6) 排雪業務発注書 (7) 機器貸出票兼借用書	本システムの導入により、様式についてもより使いやすくなることは望ましいことであるため、任意様式での提案とします。
仕様書 第25条	各帳票は受注者から提案させていただく様式に変更させていただくことは可能でしょうか？	本システムの導入により、様式についてもより使いやすくなることは望ましいことであるため、任意様式での提案とします。
仕様書 第25条	各帳票の現在ご利用されている様式あるいは記入サンプルを、見積りに先立って提供いただくことは可能でしょうか？	本システムの導入により、様式についてもより使いやすくなることは望ましいことであるため、任意様式での提案とします。

仕様書 第25条	「区分については発注者の指示によること」とありますが、「区分」とは何を指し、どのような指示があることを指しておられますか？	帳票様式の提案を踏まえ、契約後の協議によるものとします。
仕様書 第28条(6)	「(5) 地域別の降雪情報が表示できること」とありますが、これは外部の天気予報情報提供サービスと連携して、自動的に最新情報が出力されるような仕組みを想定しておられますでしょうか？	市担当職員が「降雪状況」「積雪状況」を数値で入力したものを表示する想定をしております。
仕様書 第29条	「保管期間を過ぎたデータはCD、DVD等の記録媒体に保管し、インターネットの接続を介さずに確認できること」とありますが、記録媒体への保管については年次で行われる業務ではなく、期限超過時に必要なタイミングでのみ実施を想定しておりますが、よろしいでしょうか？	質問の通りで結構です。
仕様書 第29条	「保管期間を過ぎたデータはCD、DVD等の記録媒体に保管し、インターネットの接続を介さずに確認できること」とありますが、記録媒体に保存するデータは車両ごとの移動履歴データのための認識ですが、よろしいでしょうか？	クラウドサーバーに蓄積されたデータをCD、DVD等に記録し、システムで確認ができることを想定しておりますが、システムを利用する上でインターネットへの接続が必要となると考えられるため、「インターネットの接続を介さず」を削除します。
仕様書 第31条	除雪集計システム、及び公開用システムの背景地図に関して、指定地図以外にグーグルマップを採用しても問題ないでしょうか？	仕様書の通りとします。
仕様書 第33条	GPS端末取り付け用のシガーソケット接続ケーブル及び車両固定部品について、提案予定のGPSロガーが小型、かつ連続動作時間：35時間程度の場合も必要となりますでしょうか？ご教示ください。	仕様書第32条に規定する除雪車両等のGPS端末はGPSロガーによる運用は想定しておりません。排雪車両等の場合は不特定の車両に配備することとしており、運用に必要なバッテリーが内蔵されている場合、取り付け用のシガーソケット接続ケーブル及び車両固定部品については不要となります。なお35時間程度の連続動作時間で問題ありません。
仕様書 第34条(2)	「位置情報所得は5秒間隔程度」とありますが、GPSロガーに関しても同様でしょうか？	同様とします。
仕様書 第34条(3)	GPS端末を携帯する場合、モバイルバッテリー等の携帯も想定されていますでしょうか？ 想定されている場合、該当台数は何台になりますでしょうか？	歩行型小型除雪機での作業の場合は、屋外の低温下での作業となるため、バッテリーの内蔵の有無にかかわらず十分な電源供給が可能なものとしてください。十分な電源供給の確保のため、必要とされる場合はモバイルバッテリー等の携帯を検討してください。 また歩行型小型除雪機の台数は全市で19台となります。
仕様書 第34条(8)	「排雪車両等については、リアルタイムで位置情報を把握する必要がないため、通信装置は不要とする」とありますが「排雪車両等」とは具体的にはどのような車両種別になりますでしょうか？ またそれら「通信装置が不要」な業務の車両においても、第34条(4)において定義される「作業区分(除雪、移動、排雪等)を切り替え」る機能は必要でしょうか？	仕様書第32条の「専用端末、スマートフォン等」のGPS端末を搭載していない除雪機械、バックホウ、ダンプトラック等を予定しております。 これらについては、「作業区分(除雪、移動、排雪等)を切り替え」る機能は不要です。
仕様書 第34条(8)	「排雪車両等については、リアルタイムで位置情報を把握する必要がないため、通信装置は不要とする」とありますが通信機能を搭載していない端末として、SIMなしスマートフォンを利用する場合でも、第34条(6)の「MDM」の仕様を満たすことが必要でしょうか？ 第34条(6)「スマートフォンの場合は、高齢オペレータでも操作が容易な専用のアプリケーションがあり、MDM(モバイルデバイス管理)による端末管理が行えること。」とありますが、通信非搭載の端末においてはMDMによる端末管理が提供できなくなります。	本質貸借では「排雪車両」のGPS端末としてSIMなしスマートフォンの利用を想定しておりませんが、Wi-Fi運用でもインターネット接続が可能となることから何らかの制限は必要と考えます。
仕様書 第34条(8)	「排雪車両等については、リアルタイムで位置情報を把握する必要がないため、通信装置は不要とする。また、システムへのデータの取り込みが容易にできるものとする。」とありますが、除雪事業者が各々でインターネットを通じて、システム上にアップロードするという想定でよろしいでしょうか？ インターネットの環境のない事業者の対応があることも想定されますでしょうか？	除雪事業者が各々でインターネットを通じて、システム上にアップロードするという想定ではありますが、インターネットの環境のない事業者については、本質貸借で市建設管理課および各総合支所建設課に設置するパソコンからデータを取り込むことを想定しております。
仕様書 第35条(1)	「データ通信については、写真送付を考慮し」とありますが、このスマートフォン端末10台は、自治体で利用される想定でしょうか？あるいは除雪事業者でしょうか？ また、写真送付の用途は第21条(4)にあります「③現場写真撮影地点」で示されている現場写真をさし、このスマートフォンで撮影された写真を「地図と重ね閲覧できること。」とされたい、と考えてよろしいでしょうか？	市職員の使用を想定しております。 写真送付の用途については質問の通りです。
仕様書 第35条(1)	その他納入機器に規定されるスマートフォンについて、除雪機械配置予定のスマートフォンとは別機種での提案でも差し支えないでしょうか？	問題ありません。
仕様書 第35条(1)	その他納入機器に規定されるスマートフォン台数(10台)について、仕様書第32条に規定される台数とは別に調達される認識でよろしいでしょうか？	質問の通りです。
仕様書 第37条	応答時間についてはサーバーや設置場所の通信状態にも影響を受け、変化いたしますため、記載の品質値はベストエフォート・目安としての認識ですが相違ございませんでしょうか。また、品質値の保証義務はございますでしょうか。	基本的な品質条件を示しておりますが、質問の認識で結構です。
仕様書 第42条	操作研修の実施に関して、市職員様及び委託業者様それぞれ何か所での開催を想定されていますでしょうか？	市職員、除雪業者(事務担当者)、除雪業者(オペレータ)に分けての開催を想定しております。オペレータについては、全市における除雪機械が282台と対象人数が多いことと、コロナウィルスへの対応状況なども考慮し、数カ所に分けての開催が望ましいと考えております。
その他事務局より		実施要領10.(4)において、「昨今の新型コロナウイルスによる対策状況を考慮し、Web会議方式等による遠隔説明も可とする。」としていることから、様式4の総括責任者、担当者の従事業務調書での「総括責任者は、ヒアリングの席上、提案内容の主たる説明を行うこと」について削除する。